

「新たな世界を切り開く玩具産業企業 20 選」
応募要領

2025年10月

経済産業省製造産業局生活製品課

新たな世界を切り開く玩具産業企業 20 選事務局

I. 「新たな世界を切り開く玩具産業企業 20 選」とは

1. 本事業のねらい

玩具は、遊びを通して発達段階の子どもの成長に大きな影響を与えるとともに、現代の大人には人生の中でのゆとり、楽しみを提供し、より豊かな人生を送るための文化的価値を提供しており、文化大国の日本を支える産業の一つです。近年、国内で急速に少子化が進行するとともに、家庭内でのスマートフォンの普及拡大、インターネット取引の拡大など、玩具産業を取り巻く環境が大きく変化してきました。

日本の玩具産業が将来にわたり競争優位性を維持しつつ、持続的な発展を遂げるためには、国内玩具関連企業による多様なファン層の獲得に向けた取組を強化するとともに、子ども向け玩具の利用促進に向けた環境整備が必要となります。また、消費者とのタッチポイントの減少に対しては、体験イベントや情報発信の強化なども必要です。そして、海外市場の開拓にあたっては、海外からも人気の高いコンテンツ産業との連携等による国境の壁を越える取組にも注力する必要があります。

これらの背景を踏まえ、2024 年 9 月から「玩具の価値を考える会」を開催し、①グローバル展開、②多様なファン層の獲得、③消費者とのタッチポイント強化の 3 つの論点を軸に玩具産業振興について検討してきました。2025 年 6 月に取り纏めた本検討会の中間取りまとめでは、上記 3 点に取り組む企業に加え、優れた技術や企画開発力を有する企業を顕彰する取組が有効であると整理されました。そこで、「新たな世界を切り開く玩具産業企業 20 選」として選定し、広く国内外に周知することにより、表彰企業の社会的認知度の向上を図るとともに、企業が行っている優れた取組の業界への横展開を促進し、業界の活性化を実現することを目指します。また、選定された事業者にとっては、ビジネスチャンスの拡大を図ることを目的とします。

2. 対象

選定の対象となる事業者は、メーカー、卸、小売を問わず、以下の①～③の取組を行う玩具関連企業の中で、優れた技術や企画開発力等を発揮している事業者とします。また、①～③の取組以外に、優れた技術や企画開発力等を発揮して取組を行っている場合も選考対象とします。なお、大企業・中堅企業は①～③のすべてを満たす必要がありますが、中小企業は 1 つまたは複数選択いただきます。

<選定分野>

- ① グローバル展開
- ② 多様なファン層の獲得
- ③ 消費者とのタッチポイント強化

応募のあった候補者の中から「新たな世界を切り開く玩具産業企業 20 選」として選定し、表彰します。

3. 応募要件

(1) 中小企業枠及び大企業・中堅企業枠共通事項

- ・企業単体での応募とします。
- (グループ企業としての応募は不可とします。)

(2) 中小企業枠

- ・応募資格は、中小企業基本法に定める中小企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社）に限ります

※応募対象外の例：社会福祉法人、医療法人、学校法人、各種協同組合 など

＜中小企業の定義（中小企業基本法による）＞

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

(3) 大企業・中堅企業枠

＜大企業の定義＞

- ・中堅企業・中小企業者に該当しない従業員数 2,000 人を超える企業であること。

※業種は問いません。

＜中堅企業の定義（産業競争力強化法による）＞

- ・常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の会社及び個人（中小企業者を除く）

※業種は問いません。

(4) 誓約事項

中小企業枠、大企業・中堅企業枠共通で、下記の項目を誓約願います。

①以下のすべての事項について確約すること。

- ・日本国内に事業拠点があること。
- ・社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- ・経営状況の健全性が確保されていること。
- ・会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。
- ・重大な法令違反がないこと。
- ・当社又は役員が、被告又は被告人として訴訟当事者となっていないこと。
- ・暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ・応募時点において、被選定事業者又は被選定事業者の役員が被告又は被告人として訴訟当事者となっていないこと。
- ・応募時点において、労使紛争が発生していないこと。
- ・その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

②上記①記載事項の確認のために調査が実施される場合は協力し、経済産業省から要請された資料等を提出するとともに、都道府県警察本部等の関係機関へ当社及び代表者、役員等の情報が照会されることに同意すること。

③選定された後、上記①記載事項に該当しなくなった場合は、速やかに経済産業省に報告すること。

※選定された後、本誓約事項の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、選定を取消す場合があります。また、取り消しに伴う損害について経済産業省は責任を負いかねます。

Ⅱ. 選出方法

1. 選出方法

「2. 選考の基準」に基づき、有識者で構成される選考委員会にて行う「外部評価」と経済産業省生活製品課において行う「事務局評価」にて選定します。応募時に提出いただいた情報のほか、必要に応じてヒアリングなどによる追加の情報提供依頼を行う場合がございますので、ご了承ください。

選考委員会 委員名簿（敬称略）

瀧	靖之	東北大学	加齢医学研究所	教授
富田	昌平	三重大学	教育学部	教授
中村	彰憲	立命館大学	映像学部映像学科	教授
明和	政子	京都大学大学院	教育学研究科	教授
渡辺	公貴	同志社大学	生命医科学部	バイオメカニクス研究室 教授
伊吹	文昭	月刊トイジャーナル	特別顧問	

（事務局）

経済産業省 製造産業局 生活製品課

2. 選考の基準

選考にあたっては、次の評価項目を総合的に勘案して行います。

各項目の実際の記載方法は、応募用紙をご確認ください。

評価項目		評価のポイント
① グローバル展開	海外市場への展開状況	・独自の方策で、効果的・効率的な海外展開を実施。 例) EC の活用、流通網の共有、ローカライズ・プロモーション、コンテンツ IP との連携 等 ・海外との取引実績を生かした、販売チャネル構築やマーケティング戦略等の立案 等
② 多様なファン層の獲得	多様な活用方法	・子どものみならず、多様な利用者に向けた活用方法の提供。 例) 他者とのコミュニケーションや忍耐力等の育成の助けとなる機能（非認知能力）向上、療法や高齢者の健康作り、青年期の授業や企業研修 等
	プロモーションの強化	・積極的な商品認知・プロモーションの実施。 例) SNS 等のメディアを活用したプロモーションの実施、UGC を活用した商品認知の取組を通じた幅広い年齢層の人々に対する付加価値の周知プロモーション 等
③ 消費者とのタッチポイント強化	新規性のある事業・サービスの展開	・新たな技術や発想を用いた、優れたサービスや商品の創造。 ・既存の商品開発ノウハウを生かした新たな消費者へのアプローチを実施。 例) 体験型の取組、メディアミックス、他産業との連携 等
	新規ユーザー確保	・新しいユーザー確保のための取組。 例) 入門者向け商材の拡充、競技イベントの盛り上げ、体験価値の提供、玩具専門店との連携、海外見本市出展による競合他社との差別化等の工夫 等
共通項目（必須）	優れた技術や企画開発力	・優れた技術力や感性を生かし、付加価値を創出している。 ・時代を超えてスタンダードであり続ける商品やサービスを提供している。 ・ユーザーイノベーションを通じた商品開発。 ・素材等の工夫による環境配慮の取り組み。 ・企画開発力を維持するための取組の実施。 等

(1) 中小企業枠

上記、①～③の項目のうち、1項目以上の分野で応募ください。複数の分野で応募することも可能ですが、各項目は個別に選考を行いますので、必ずしも応募いただいた全ての分野で選定されるわけではありません（①②の両方に応募し、①のみ選定されることがある等）。

(2) 大企業・中堅企業枠

上記、全ての項目を選択のうえ応募ください。全ての項目で選考を行います。

Ⅲ. 応募方法

1. 応募用紙のダウンロード

- ・別添「応募用紙」（Excel）を経済産業省ウェブサイト内、生活製品課日用品ページからダウンロードしてください。

【経済産業省ウェブサイト・生活製品課日用品ページ】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/nichiyo/index.html#:~:text=document%3Fflawid%3D322AC000000023-,%E7%8E%A9%E5%85%B7%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6,-%E7%8E%A9%E5%85%B7%E3%81%AE%E4%BE%A1%E5%80%A4

2. 応募用紙への必要事項の記載

- ・①～③の項目のうち、**応募項目のみ**記載してください。
- ・①～③の取組の記載欄には、上記選考基準の「共通項目（必須）」に関する取組も併せて記載をお願いいたします。また、「共通項目（必須）」の記載欄については、①～③の取組以外で行っている、「共通項目（必須）」の取組を記載ください。なお、必要に応じて、①～③の取組の中で記載した「共通項目（必須）」にかかる取組を記載しても差し支えありません。
- ・応募用紙に、経営者の顔写真や会社概要、取組内容がわかる写真を貼り付けてください。
- ・取組内容は、施策として行った内容（例：SNSを活用）について、どのような取組をどの程度、どの様に行ったのか、具体的にわかりやすく、貴社の取組をアピールする形で記載をしてください。施策の成果についても、可能であれば定量的なデータを用いて、わかりやすく具体的に記載してください（例：体験型取組の実施後、売上げが2倍となった等）。公表できない内容については補足事項のセルに記載ください。なお、文字数指定はございませんが、全体が見えるように必要に応じてセルの高さを変更してください。フォントの大きさは変えないでください。
- ・選定後に、応募用紙にご記入いただいた内容を公表させていただく可能性があります。ただし、応募用紙内で非公表とされている箇所はその限りではありません。

3. 補足資料について

- ・必要に応じて、会社の概要が分かる資料（パンフレット等）や写真（応募用紙に貼付した画像以外の取組内容を示すもの）、新聞記事等、応募内容を補足する資料の提出が可能です。

- ・補足資料については、1つのPDFファイルにしてご提出ください。どのページがどの分野のアピールなのか、わかるように工夫を施してください（応募用紙の所定欄に記載してください）。

4. 提出方法

- ・必要事項を記載した応募用紙ファイル（Excel）、提出する場合は補足資料（PDF）をまとめて1つのzipファイルにした上で、事務局メールアドレスに、**【2026年1月16日（金）】までに**電子メールにてお送りください。
- ・容量が9MBを超えるメールの受信ができません。このため、1通9MBを超えるメールにて提出が必要な場合は、事前に事務局までメールにてご連絡ください。大容量ファイル転送サービスのURLをご案内します。

＜提出物＞

- ・応募用紙（Excel）
- ・補足資料（PDF）

IV. 今後のスケジュール

10月28日（火）	募集開始
1月16日（金）	応募締切
4月上旬	選定企業の公表
4月中下旬	選定証授与

V. 選定企業の公表・PR等

- ・選定企業が決定した後、経済産業省ウェブサイトにおいて、選定企業のリスト及び取組事例集（別紙）を公表します。
- ・応募用紙のアルファベットの欄に記載いただいた内容が、取組事例集に反映されます。
- ・選定企業におかれては、選定後のアンケート・広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・選定企業の皆様にお使いいただける「新たな世界を切り開く玩具産業20選」のロゴマークを製作予定です。

VI. 提出及び問い合わせ先

経済産業省製造産業局生活製品課 新たな世界を切り開く玩具産業企業20選事務局

連絡先：bz1-gangu.kigyosen@meti.go.jp

※提出・お問い合わせは電子メールのみの受付とします。

※件名に「（社名）「新たな世界を切り開く玩具産業企業20選」応募書類送付」もしくは「（社名）「新たな世界を切り開く玩具産業企業20選」問い合わせ」と記載してください。

【締切に関する注意点】

- ・締切を過ぎての提出は受け付けません。余裕を持って送付されますようご注意ください。
- ・応募用紙等に不備がある場合、事務局より確認や、追加資料の提出のお願いをすることがあります。

- ・ 応募の受付後、応募用紙記載のご担当者様に受領のお知らせをメールにて送付しますが、ご連絡まで最大1週間程度お時間を頂戴する可能性がありますのでご了承ください。提出から10営業日が過ぎても受領メールが届かない場合は、その旨を事務局にお問い合わせください。

VII. 個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の取得及び利用目的

経済産業省（以下「当省」といいます。）は、応募書類により入手した情報（以下「個人情報」といいます。）について、本選考手続のために利用するほか、当省からのお知らせに利用することがございます。

2. 安全確保について

当省は、収集した情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

3. 利用及び提供の制限

当省では、法令に基づく開示要請があった場合その他特別の理由のある場合を除き、個人情報を上記の利用目的以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。



代表者の顔写真

住所：	東京都千代田区霞ヶ関 1－3－1	URL：	https://meti.go.jp
創業/設立：	1940年	電話：	03-3501-1511
代表者 役職：	経済 太郎 代表取締役社長	従業員：	8人

経済産業省

写真を説明する文章